

Client Alert

2019年6月号 (Vol.66)

1. はじめに
2. 知的財産法：特許法等の一部を改正する法律の成立・公布
3. 競争法 / 独禁法：プラットフォーム型ビジネスの台頭に対応したルール整備に関するオプションの公表
4. エネルギー・インフラ：バイオマス持続可能性 WG が設置される
5. 労働法：パワハラ防止を義務付ける関連法が成立
6. 会社法：経済産業省、「さらなる対話型株主総会プロセスに向けた中長期課題に関する勉強会とりまとめ（案）～ハイブリッド型バーチャル株主総会に関する論点整理～」を公表
7. 危機管理：米国 OFAC による「A Framework for OFAC Compliance Commitments」の公表
8. 一般民事・債権管理：経営者保証の現状と課題～ガイドラインの活用状況を踏まえて～
9. M&A：経産省が「公正な M&A の在り方に関する指針」に係るパブリックコメントの受付を開始
10. ファイナンス・ディスクロージャー：TCFD コンソーシアムの設立
11. 税務：日本 - オランダ租税条約に対する BEPS 防止措置実施条約の適用開始
12. 中国・アジア（タイ）：関連会社への貸付、サービス提供に関する外国人規制対象事業からの除外について、内閣が承認
13. 新興国（UAE）：ドバイにおける「One Free Zone Passport Initiative」の初期的な合意
14. 国際訴訟・仲裁：英国仲裁人協会が Witness Conferencing についてのガイドラインを公表

1. はじめに

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、森・濱田松本法律事務所では、各分野の近時のリーガルニュースを集めて、Client Alert 2019年6月号 (Vol.66) を作成いたしました。実務における一助となれば幸いです。

2. 知的財産法：特許法等の一部を改正する法律の成立・公布

「特許法等の一部を改正する法律」が、2019年5月10日に可決・成立し、同年5月17日に法律第3号として公布されました。施行日は、一部の規定を除き、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日とされています。

Client Alert

主な改正内容は以下のとおりです。

まず、特許法の一部改正の趣旨は、特許等の権利によって、紛争が起きた場合に権利者の主張・立証と損害の回復を容易にするべく、産業財産権に関する訴訟制度を改善することにあり、以下の と の内容となります（ については、特許法のみならず、実用新案法、意匠法及び商標法において同旨の改正が実施されます。）

特許権の侵害の可能性がある場合、中立な技術専門家が、被疑侵害者の工場等に立ち入り、特許権の侵害立証に必要な調査を行い、裁判所に報告書を提出する制度（査証）の創設

損害賠償額算定方法の見直し（(i)侵害者が得た利益のうち、特許権者の生産能力等を超えらるゝとして賠償が否定されていた部分について、侵害者にライセンスしたとみなして、損害賠償を請求できること及び(ii)ライセンス料相当額による損害賠償額の算定に当たり、特許権侵害があったことを前提として交渉した場合に決まるであろう額を考慮できる旨の明記）

次に、意匠法の一部改正の趣旨は、意匠制度等の利便性を高め、保護を強化することになり、以下の ~ の内容となります。

保護対象の拡充：物品に記録・表示されていない画像や、建築物の外観・内装のデザインを、新たに意匠法の保護対象とする。

関連意匠制度（自己の出願した意匠又は自己の登録意匠（本意匠）に類似する意匠の登録を認める制度）の範囲拡大

意匠権の存続期間を「登録日から 20 年」から「出願日から 25 年」に変更

意匠登録出願手続の簡素化（(i)複数の意匠の一括出願を認め、(ii)物品の名称を柔軟に記載できることとするため、物品の区分を廃止する。）

間接侵害規定（侵害を誘発する蓋然性が極めて高い予備的・幫助的行為を侵害とみなす制度）の拡充

< 参考資料 >

https://www.ipa.go.jp/system/laws/rule/hokaisei/tokkyo/tokkyohoutou_kaiei_r010517.html

パートナー 小野寺 良文
☎ 03-5223-7769
✉ yoshifumi.onodera@mhmjapan.com
パートナー 田中 浩之
☎ 03-6266-8597
✉ hiroyuki.tanaka@mhmjapan.com

Client Alert

3. 競争法 / 独禁法：プラットフォーム型ビジネスの台頭に対応した
ルール整備に関するオプションの公表

2019年5月21日、経済産業省、公正取引委員会及び総務省は、「デジタル・プラットフォームを巡る取引環境整備に関する検討会」(「本検討会」)のワーキング・グループが取りまとめた、「取引環境の透明性・公正性確保に向けたルール整備の在り方に関するオプション」と「データの移転・開放等の在り方に関するオプション」を公表しました。これらオプションは、昨年7月に立ち上げられた本検討会が、12月に中間論点整理を公表した後、プラットフォーム型ビジネスに対する対応のオプションについて、2つのワーキング・グループを設けて行った議論をまとめたものです。

「取引環境の透明性・公正性確保に向けたルール整備の在り方に関するオプション」は、デジタル・プラットフォームと利用者との取引について、過剰規制回避の観点からは、独占的な事業者に対する厳しい規制や業規制ではなく、競争制限のおそれがある行為に対する事後規制である独禁法の積極運用を中心に据えることが望ましいと述べる一方で、変化が激しく、デジタル・プラットフォームに対する依存度の高い中小事業者が存在することを理由に、独禁法を迅速かつ適切な執行を可能とする方策とともに、独禁法を補完してデジタル市場の透明性・公正性を促進する規律を検討すべきであると述べています。

「データの移転・開放等の在り方に関するオプション」は、イノベーションが絶えず生じる競争環境の整備等の観点から、事業者が保持するデータについて、利用者の指示に基づき、データの開示(ダウンロード)・直接移転・データへのアクセス(API開放)のいずれかの方法により、他の事業者が再利用できることを原則とし、ルールの内容や対象者、ルール導入のアプローチ等について、オプションを整理しています。

いずれのオプションでも、過剰規制を回避しつつ、適時かつ実効的な規制を実現できるよう、従来の独禁法の枠に留まらない規律・執行の可能性が示唆されているものの、具体的措置がどのようなものになるかは未だ明らかではありません。今後、政府は、これらオプションを参考にしながら具体的措置の実施に向けてより詳細な検討を進めるとしており、プラットフォーム及び利用者の双方において検討の進展が注目される所です。

パートナー 宇都宮 秀樹
☎ 03-5223-7784
✉ hideki.utsunomiya@mhmjapan.com

4. エネルギー・インフラ：バイオマス持続可能性WGが設置される

2019年4月18日、「バイオマス持続可能性ワーキンググループ」(「WG」)の初会合が開催され、バイオマス燃料の持続可能性の確認方法についての議論が開始されました。

Client Alert

これは、2018年度の調達価格等算定委員会において、新規の燃料については持続可能性の確認方法が決定されたものだけをFIT対象とするとされたことを背景としています。

WGでは、基本的な方向性として、森林認証やパーム油認証(RSPO)を要求項目・水準のベースとすべきこと、また具体的な検討項目として、環境、社会・労働及び食料等に加え、法令遵守・情報公開といったガバナンスの観点を含めるべきことが提案されました。あわせて、実効的な確認手段についても検討すべきとされています。第1回のWG(2019年4月18日)では上記のうち「環境」について議論され、新たにバイオマス燃料を生産するために開発行為を行う場合、土地利用に変化が生じ、温室効果ガスが増大する懸念があるため、その点を確認項目とすべきである旨の議論がなされました。また第2回WG(2019年5月27日)では、バイオマス発電事業者協会等の関連団体からのヒアリングが行われています。

WGは、今後も月1回ペースで開催され、2019年秋頃を目途に取りまとめを行い、調達価格等算定委員会における検討へと引き継がれる見込みです。今後のバイオマス事業における燃料調達に大きく影響するものですので、関連事業者は議論の動向を注視する必要があります。

パートナー 小林 卓泰

☎ 03-5223-7768

✉ takahiro.kobayashi@mhmjapan.com

アソシエイト 久保 圭吾

☎ 03-6266-8975

✉ keigo.kubo@mhmjapan.com

5. 労働法：パワハラ防止を義務付ける関連法が成立

2019年5月29日、職場でのパワーハラスメントの防止を義務付ける関連法が成立しました。[Client Alert 2019年3月号 \(Vol.63\)](#)において厚労省における議論の状況をお伝えしましたが、本号では実際に成立した関連法の内容についてお伝えいたします。

パワハラ防止措置義務が明記されたのは、改正労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(旧雇用対策法が2019年4月1日改正において名称変更したもので、以下「労働施策総合推進法」)です。具体的には、パワハラを「職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの」と定義しました(同法32条の2第1項)。そして、事業主に対し、当該行為によって「その雇用する労働者の就業環境が害されることのないよう、当該労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じなければならない」としました(同項)。また、かかる相談を行ったこと、又は当該相談への対応に協力した際に事実を述べたことを理由とする不利益取扱いを禁止しています(同条第2項)。

Client Alert

これらの措置等に関して、厚生労働大臣は必要な指針を定めて遅滞なく公表するものとしており（同条 3 項・5 項） 具体的にどのような行為がパワハラに該当するか等の具体的な対応方針に関しては、当該指針の内容に着目する必要があります。この点に関し、参議院の付帯決議中に言及が見られ、今後の指針策定にあたっての方針のひとつになりそうです。具体的には、パワハラ該当性の判断に際して「平均的な労働者の感じ方」を基準としつつ、「労働者の主観」にも配慮することを明記するよう求めるほか、自社の労働者が取引先等の第三者から受けたハラスメント、及び自社の労働者が取引先や就活中の学生等に対して行ったハラスメントも雇用管理上の配慮が求められることの明記も要求しています。

上記改正労働施策総合推進法の該当箇所の施行は公布から 1 年以内とされており、2020 年上半期になるものと予想されます。なお、中小事業主に関しては、経過措置として、公布から 3 年以内は上記措置等が努力義務とされているため、義務化されるのは 2022 年上半期になるものと思われます。

上記義務違反に対する罰則の制定は見送られたことから、その実効性に疑問を呈する声も聞かれます。しかし、長い間議論されていたパワハラについて法律上明確な定義が与えられるとともに、事業主に対してその防止を義務付けたことは大きな前進です。近年、労基署に寄せられる相談の中でも、パワハラを含む職場内でのいじめ・嫌がらせは、時間外労働に関する相談を押さえて最も多くなっています。今回の関連法の成立は、パワハラに対する社内規程の見直しや従業員に対する教育の在り方を見直す良い機会になると思われます。

パートナー 荒井 太一
☎ 03-5220-1853
✉ taichi.arai@mhmjapan.com
アソシエイト 南谷 健太
☎ 03-6266-8540
✉ kenta.minamitani@mhmjapan.com

6. 会社法：経済産業省、「さらなる対話型株主総会プロセスに向けた中長期課題に関する勉強会とりまとめ（案）～ハイブリッド型バーチャル株主総会に関する論点整理～」を公表

経済産業省は、2019 年 5 月 22 日、「さらなる対話型株主総会プロセスに向けた中長期課題に関する勉強会とりまとめ（案）～ハイブリッド型バーチャル株主総会に関する論点整理～」(本案)を公表しました。本案は、2018 年 9 月に経済産業省が中心となり立ち上げた非公開の勉強会における議論の内容をまとめたもので、株主総会について、当日の審議の場としての機能を充実させる方策のひとつとして、従来の株主の出席を伴う株主総会（「リアル株主総会」）の開催に加え、リアル株主総会の開催場所に所在しない株主が、インターネット等の手段を用いて株主総会に「出席」又は「参加」すること

Client Alert

を可能とする、「ハイブリッド型バーチャル株主総会」を導入することを検討しています。

この「ハイブリッド型バーチャル株主総会」は、株主が地理的に広範に分散する中、ITを活用してより多くの株主の株主総会への「出席」又は「参加」を可能とし、株主総会における対話の促進に寄与するものと考えられています。もっとも、かかるハイブリッド型バーチャル株主総会の開催をめぐることは、株主がインターネット等の手段を用いて株主総会に会社法上「出席」する（「ハイブリッド出席型バーチャル株主総会」）ことを認めるか、あるいは会社法上の「出席」にあたらぬ限度で「参加」する（「ハイブリッド参加型バーチャル株主総会」）ことを認めるかにより、検討すべき課題は異なります。

まず、「ハイブリッド参加型バーチャル株主総会」の場合、「参加」株主は、当日の決議において議決権を行使できないため、事前に招集通知等で周知することが必要と考えられます。なお、同様に、質問（会社法 314 条）や動議の提出（同法 304 条）もできませんが、「参加」株主からのインターネット等を通じたコメントを、議長が裁量により取り上げることは認められるとされています。

一方で、「ハイブリッド出席型バーチャル株主総会」の場合、インターネット等の手段により「出席」した株主による株主権の行使をめぐることは、これまで積み重ねられてきた裁判例・実務等を踏まえた「あるべき実務」をそのまま当てはめることができないため、株主の本人確認、株主総会の出席と事前の議決権行使の効力の関係、株主からの質問・動議の取扱い、議決権行使の在り方、その他招集通知の記載方法等につき、法的に安定した株主総会の運営方法を再検討する必要があるとされています。

株主総会については、従来、その意思決定機関としての側面に着目し、スケジュールの見直しや情報開示の在り方について、会社法改正に係る要綱の決定等を通じた見直しが図られてきましたが、当日の審議の場としての役割については、十分な検討が行われてきていなかったといえます。本案は、中長期的なスパンでの検討の端緒として公表されたもので、現時点で各社における株主総会実務に影響を与えるものではありませんが、会議体としての株主総会の役割に注目し、対話型株主総会プロセスの推進を進めようとするものであり、各社においては、今後の検討動向も踏まえ、株主との対話のより一層の推進を検討することが有用であるものと考えられます。

< 参考資料 >

経済産業省：「『さらなる対話型株主総会プロセスに向けた中長期課題に関する勉強会とりまとめ（案）』についての意見・情報提供を募集します」（2019年5月22日）

<https://www.meti.go.jp/press/2019/05/20190522002/20190522002.html>

パートナー 石井 裕介

☎ 03-5223-7737

✉ yusuke.ishii@mhmjapan.com

アソシエイト 香川 絢奈

☎ 03-5220-1847

✉ ayana.kagawa@mhmjapan.com

Client Alert

7. 危機管理：米国 OFAC による「A Framework for OFAC Compliance Commitments」の公表

米国財務省の外国資産管理局（The Office of Foreign Assets Control、「OFAC」）は、2019年5月2日、「A Framework for OFAC Compliance Commitments」（「本枠組」）を公表しました。OFACは、米国の外交政策及び安全保障上の目標に基づき、一定の外国政府、個人、グループ、団体等に対する経済制裁を統括・執行する機関であり、OFACが運用する経済制裁規制は一般に「OFAC規制」と総称されます。OFAC規制は、主に米国人（法人等を含みます。）に対して適用されるものですが、日本企業が関わる取引であっても、米ドル取引や米国人の関与等、米国に一定の接点があれば広汎に域外適用がなされる可能性があるほか、非米国人（法人等を含みます。）を対象とする二次的な制裁（Secondary Sanctions）と呼ばれる類型もあり、日本企業にも広く適用される可能性があります。

本枠組では、経済制裁に関するコンプライアンス・プログラム（Sanctions Compliance Program）の策定・実施・定期的な更新を通じ、リスクベースのアプローチでのプログラムを採用することが推奨されています。コンプライアンス・プログラムの内容は、企業の規模・洗練性（Sophistication）、製品・サービス、顧客・取引先、地理的位置等の要因によって異なるとしながら、不可欠の要素として、経営陣のコミットメント、リスクアセスメント、内部統制、テストと監査、トレーニングの5つが組み込まれるべきとしています。また、本枠組では、上記の5つの要素が敷衍して解説されており、リスクアセスメントがM&Aにおいても重要であること、経済制裁に関連したトレーニングは、最低でも年1回定期的に提供されるべきであり、従業員だけでなく、必要に応じて、クライアント、サプライヤー、ビジネスパートナー、取引先等のステークホルダーにも提供されるべきこと等も指摘されており、適切なプログラム構築のために参考になります。

米国トランプ政権下でOFAC規制の内容は強化されてきており、こうしたOFAC規制の動向については今後も注視しつつ、態勢構築を進める必要があります。

また、これに先立ち、米国司法省の刑事局から「Evaluation of Corporate Compliance Programs」（米国司法省が企業コンプライアンス・プログラムを評価する際の指針）の改訂版も公表されており、上記の本枠組とともに、これらの米国の各種ガイドラインは、日本企業が適切なコンプライアンス・プログラムを構築する上で、参考となる指針を提供するものと言えます。

パートナー 梅津 英明

☎ 03-6212-8347

✉ hideaki.umetsu@mhmjapan.com

アソシエイト 千原 剛

☎ 03-5223-7798

✉ go.chihara@mhmjapan.com

Client Alert

8. 一般民事・債権管理：経営者保証の現状と課題～ガイドラインの活用状況を踏まえて～

経営者等の個人保証に過度に依存しない融資促進の取組みのひとつとして、金融庁が活用を促す経営者保証に関するガイドライン（「ガイドライン」）の取組み状況等について、金融庁が地域銀行に対して実施したアンケート調査の結果が本年4月11日に公表されました（<https://www.fsa.go.jp/news/30/ginkou/20190411.html>）。

当該アンケート調査によれば、ガイドラインのメリットとして、企業の財務内容に加えて事業内容をより深く理解する取組みの促進及び顧客との信頼関係の強化につながった、金融機関担当者の目利き力の向上にもつながったといった回答が多く見られる一方、デメリットとしては、経営者の規律付けの低下を招くことを危惧しているといった回答が多く見られました。経営者保証は、保全強化や経営者への規律付け等の目的で徴求されることが多いが、保全強化については、経営者保証からの実際の回収率は1%未満の場合が多いとの結果も同時に出ており、保全強化の目的よりも、規律付けを期待している姿勢が伺えます。他方、規律付けについても、ガイドラインの活用促進が取引先企業の財務内容の悪化に繋がることを懸念する声は非常に少なかったとのことであり、規律付けの具体的な意味や実際の効果等について、今後十分に検討していく必要があると考えられます。

今後は、地方の中小企業における円滑な事業承継のより一層の促進や、第三者保証の利用が制限される改正民法の施行（2020年4月）への対応といった観点から、金融機関側には、ガイドラインを踏まえた明確な保証徴求基準の設定や旧経営者の保証解除に対して柔軟な対応を行うことが期待されるとともに、経営者側にも、規律付けに代わり得る十分な情報開示や金融機関担当者との信頼関係構築等の誠実かつ積極的な対応が期待されます。

パートナー 稲生 隆浩

☎ 03-5220-1857

✉ takahiro.inou@mhjapan.com

アソシエイト 浅井 大輔

☎ 03-6266-8752

✉ daisuke.asai@mhjapan.com

9. M&A：経産省が「公正な M&A の在り方に関する指針」に係るパブリックコメントの受付を開始

2019年5月14日、経済産業省は、同省が2007年に策定した「企業価値の向上及び公正な手続確保のための経営者による企業買収（MBO）に関する指針」（「MBO指針」）を全面改訂した、「公正な M&A の在り方に関する指針 - 企業価値の向上と株主利益の確保に向けて - 」の案（「本指針案」）に対するパブリックコメントを受け付けることを発表しました。意見募集期間は2019年5月14日から2019年6月12日とされています。

Client Alert

MBO 指針は、MBO(マネジメント・バイアウト。対象会社の経営者が資金を出資し、事業の継続を前提として対象会社の株式を購入すること)に関する公正なルールの在り方を提示するものとして 2007 年 9 月 4 日に策定され、MBO 取引を実施するにあたっての指針として、M&A 実務に多大な影響を与えてきました。本指針案は、MBO 以外の利益相反構造のある M&A (支配株主による従属会社の買収等)についても論点整理を行う等、MBO 指針を全面改訂するものとされており、その内容が M&A 実務に与える影響は大きいものと考えられますので、今後の動向に注目する必要があります。

パートナー 大石 篤史

☎ 03-5223-7767

✉ atsushi.oishi@mhmjapan.com

アソシエイト 岡野 貴明

☎ 03-6213-8105

✉ takaaki.okano@mhmjapan.com

10. ファイナンス・ディスクロージャー：TCFD コンソーシアムの設立

経済産業省、金融庁及び環境省は、TCFD 提言へ賛同する企業や金融機関等が一体となって、企業の効果的な情報開示や、開示された情報を金融機関等の適切な投資判断に繋げるための取組みについて議論する場として、2019 年 5 月 27 日に TCFD コンソーシアムを設立することを公表しました。

TCFD(Task Force on Climate-related Financial Disclosures)とは、G20 の財務大臣・中央銀行総裁からの要請を受け、2015 年 12 月に金融安定理事(FSB)によって設立された気候関連財務情報開示タスクフォースであり、企業が行う財務報告において気候変動要因をどのように取り扱うべきかの枠組みについて、2017 年 6 月に最終報告書を公表しています(「TCFD 提言」)。TCFD 提言は、投資家等が財務上の意思決定を行うためには、投資先における気候関連のリスクと機会が将来のキャッシュフローと資産・負債にどのように影響するかについて理解する必要があるとの考えの下、気候関連のリスクと機会に係るガバナンス、気候関連のリスクと機会をもたらすビジネス、戦略、財務計画への実際の及び潜在的な影響、気候関連リスクについての識別、評価管理プロセス、気候関連のリスクと機会を評価し管理する際に使用する指標と目標について、それぞれ情報開示を促しています。

TCFD 提言は、各企業に対して気候変動要因について上記の内容を開示することを法的に義務付けるものではありません。しかし、気候変動要因に関する企業の考え方は、投資家の投資判断においても重要であると考えられていることから、TCFD 提言の趣旨について賛同する旨を表明する企業が増加しています。もっとも、TCFD 提言を受けて具体的な情報開示を行っている企業は未だ少数にとどまっている状況であり、TCFD コンソーシアムの設立により、気候変動に関する効果的な情報開示の在り方が活発に議論

Client Alert

され、気候変動に関する開示内容に関するプラクティスが積みあがっていくことが期待されます。

パートナー 鈴木 克昌

☎ 03-6212-8327

✉ katsumasa.suzuki@mhmjapan.com

アソシエイト 森田 理早

☎ 03-6213-8124

✉ risa.morita@mhmjapan.com

11. 税務：日本 - オランダ租税条約に対する BEPS 防止措置実施条約の適用開始

2017年6月7日に署名された「税源浸食及び利益移転を防止するための租税条約関連措置を実施するための多数国間条約」(「BEPS 防止措置条約」)が、2019年7月1日をもって、日本 - オランダ租税条約(「日蘭租税条約」)に適用されることとなります(BEPS 防止措置条約の概要については、[Tax Law Newsletter 2017年7月号 \(Vol.26\)](#) をご参照ください。)

これにより、日本 - シンガポール租税条約(「日星租税条約」)と同様、特典を得ることが取引等の主たる目的のひとつである場合に条約の特典を否認できるとする、いわゆる「主要目的ルール」が追加される点に、とりわけ留意が必要となります([Client Alert 2019年2月号 \(Vol.62\)](#) をご参照ください。)。これに加えて、(日星租税条約と異なり)日蘭租税条約においては、不動産化体株式の判定要件に関する規定、恒久的施設の範囲に関する規定及び密接関連者の定義に関する規定が適用されることにも留意が必要です。欧州における事業展開その他の事業目的からオランダ法人を保有するケースは多く見られますが、これまでと同様の運用を行うと予期せぬ課税を受ける可能性がありますので、改めて BEPS 防止措置条約を踏まえた運用となっているか、十分な点検を行う必要があります。

なお BEPS 防止措置条約は、適用条文の選択等に関する通告を OECD 事務総長に対して寄託することにより効力が生じるものとされています。2019年5月31日現在、88の加盟国・地域のうち25の加盟国・地域がこの寄託をしている状況にあります。今後もし引き続き寄託数が増えていくことが予想されるため、その状況を注視する必要があります。なお、米国は BEPS 防止措置条約の加盟国ではありません。

< 参考資料 >

BEPS 防止措置実施条約に関する資料

https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/international/tax_convention/mli.htm

我が国とオランダとの間の租税条約に対する本条約の適用関係の概要

https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/international/tax_convention/mli_nl.htm

Client Alert

BEPS 防止措置条約（和文）

https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/international/press_release/20180927mli_a.pdf

パートナー 大石 篤史

☎ 03-5223-7767

✉ atsushi.oishi@mhmjapan.com

アソシエイト 安部 慶彦

☎ 03-6213-8161

✉ yoshihiko.abe@mhmjapan.com

12. 中国・アジア（タイ）：関連会社への貸付、サービス提供に関する外国人規制対象事業からの除外について、内閣が承認

タイでは、国家の安全・伝統や国内産業の保護のため、外国人事業法（Foreign Business Act, B.E. 2542(1999)）において、「外国人」が規制リストに記載された事業を原則として行うことができないとされています。ここで、「外国人」とは、タイ国籍を有しない個人、外国で設立された法人が50%以上の資本比率を有する法人、又は、若しくはが50%以上の資本比率を有する法人をいい、日本企業がその半数以上の株式を保有するタイ法人も「外国人」に該当し、当該外資規制の対象となります。とりわけ多くの日系企業の事業に関わるのが、タイの国内産業の競争力が整っていない事業として外資規制の対象とされている規制リスト3であり、これにはサービス業を中心に21事業列挙されています。当該リストには「その他サービス業」という包括的な規定があるため、サービス業を行うためには多くの場合、原則としてタイ商務省（Ministry of Commerce）から外国人事業許可を取得する必要があるということとなります。

当該外資規制は、子会社やグループ関連会社へのサービス提供や管理事業にも及ぶため、グループ会社間でローンを提供する場合やバックオフィスサービスを行うためにも外国人事業許可を取得するという状況となっていました。しかしながら、当該規制は機動的な事業遂行を妨げるものであり、また、規制の趣旨（タイの国内産業の競争力の保護）という観点からも、こういったグループ内部のサービス提供を認めても、他のタイ企業への影響は大きなものではないといった声も上がっていました。

これらの事情を受けて、タイ商務省の管轄委員会における検討、最終案可決を経て、2019年5月14日、内閣が以下の3事業については、規制対象である「その他サービス業」から除外する旨の承認を行うに至りました。

タイ国内の子会社・グループ会社へのローン貸付

タイ国内の子会社・グループ会社への事業所スペースの賃貸や設備の提供

以下の分野についての相談・助言

(i)経営管理（Management Administration）

Client Alert

- (ii)マーケティング (Marketing)
- (iii)人事 (Human Resources)
- (iv)情報テクノロジー (Information Technology)

当該規則が発布・施行された場合、今まで日本にある親会社やタイにある外資企業等が行えなかった関連会社への一定のサービス提供が可能になり、特にグループ関連会社の管理が一定程度容易になるため、日系企業にとっては重要なものになると思われます。もっとも、今回の内容にはいわゆる保証・担保の提供等は含まれておらず、保証・担保提供等を行うためには依然として外国人事業許可の取得が必要である点については留意が必要です。

カウンセラー 二見 英知
☎ +66-2-266-6485 (Ext: 320) (バンコク)
✉ hidetomo.futami@mhmjapan.com

アソシエイト 細川 怜嗣
☎ +66-2-266-6485 (Ext: 325) (バンコク)
✉ reiji.hosokawa@mhmjapan.com

アソシエイト 白井 啓子
☎ +66-2-266-6485 (Ext: 322) (バンコク)
✉ keiko.shirai@mhmjapan.com

13. 新興国(UAE): ドバイにおける「One Free Zone Passport Initiative」の初期的な合意

今年5月、ドバイのDubai Free Zones Council (「DFZ Council」)のメンバーは、投資の誘致等を目的として、ドバイにおけるひとつのFree Zone (外資出資割合が規制されるFree Zone外のUAE国内地域とは異なり、外国資本が100%出資することが可能であり、税制上の優遇措置等が認められる区域)でライセンスを受けた企業は、ドバイの他のFree Zoneにおいても別途ライセンスを取得することなく事業を行うことが認められる「One Free Zone Passport Initiative」について、初期的な合意(「初期的合意」)に達しました。

ドバイにおいては、UAE最大のFree ZoneであるJebel Ali Free Zone、中東の金融センターとして機能するDubai International Financial Centreや、ヘルスケア関係の企業が集積するDubai Healthcare City等、企業の様々な活動に応じる形で各Free Zoneが設立されており、各種の特例措置・優遇措置が認められていること等から、UAEに進出する日本企業にとって魅力的な進出先となっています。現在、異なるFree Zoneにおいて事業を行うためには各Free Zoneで個別にライセンスを取得する必要がありますが、初期的合意の内容が施行された場合、企業が複数のFree Zoneで事業を行うことがより容易になり、ひいてはドバイにおける事業活動が促進されると考えられます。

Client Alert

初期的合意は DFZ Council の第 12 回会合で行われたものですが、同会合では、初期的合意の他にもドバイの Free Zone における新たな措置に関する議論が行われており、今後の Free Zone における事業環境の変化に注目する必要があります。

パートナー 梅津 英明
☎ 03-6212-8347
✉ hideaki.umetsu@mhmjapan.com
アソシエイト 富永 裕貴
☎ 03-5220-1897
✉ f.yuki.tominaga@mhmjapan.com
アソシエイト 片野 泰世
☎ 03-6212-8370
✉ taisei.katano@mhmjapan.com

14. 国際訴訟・仲裁：英国仲裁人協会が Witness Conferencing についてのガイドラインを公表

2019 年 4 月 23 日、英国仲裁人協会（CIArb）が、国際仲裁における Witness Conferencing についてのガイドライン（Guidelines For Witness Conferencing in International Arbitration with Explanatory Notes）を公表しました。

Witness Conferencing とは、2 人以上の証人が、仲裁廷の前で同時に証言を行う方法による証拠調べ手続のことを指し、国際仲裁手続では事案によって用いられることがある手法です。本ガイドラインでは、Witness Conferencing を実施するにあたって考慮すべき要素や仲裁廷が手続決定（Procedural Order）で定めることが考えられる事項が、それぞれ Checklist、Standard Direction、Specific Direction として解説とともに記載されています。

Checklist では、Witness Conferencing の実施の適否の判断をするにあたっての考慮要素や Witness Conferencing を実施する場合における適切な形式の選定のための考慮要素が挙げられています。Standard Direction では、Witness Conferencing を実施する場合に仲裁廷が初期的な手続決定で定めることが考えられる事項について説明がなされています。Specific Directions では、Witness Conferencing の具体的な実施形式について、仲裁人主導型、証人主導型、代理人主導型の 3 つの類型が挙げられ、それぞれの類型を採用するにあたり仲裁廷が手続決定で定めることが考えられる事項について記載がされています。

本ガイドラインは、Witness Conferencing の実施にあたり、特定の方式を強制するものではなく、あくまでも仲裁関係者が事案に応じた適切な手続を選択・決定するにあたっての実務的指針という位置づけとなっています。従来、Witness Conferencing の手続・実施方法に関して実務的指針が十分存在しなかったところ、本ガイドラインは、今後、仲裁関係者の実務的指針として重要な役割を果たすことになるものと思われます。

Client Alert

パートナー 大野 志保
☎ 03-6266-8539
✉ shiho.ono@mhmjapan.com
アソシエイト 田中 遼太郎
☎ 03-6213-8175
✉ ryotaro.tanaka@mhmjapan.com

セミナー情報

www.mhmjapan.com/ja/seminars/index.html

- セミナー 『競争他社との提携、連携、接触ルール～強化改正される独占禁止法規制と業務提携等～』
開催日時 2019年6月10日(月) 13:00～16:00
講師 玉木 昭久
主催 株式会社経営調査研究会

- セミナー 『【第3の防衛線(内部監査部門)向け】「AML/CFT オーディター(アンチマネロン・オーディター)」』
開催日時 2019年6月12日(水) 10:00～17:30(福岡)
2019年6月19日(水) 10:00～17:30(東京)
2019年6月27日(木) 10:00～17:30(大阪)
講師 小田 大輔
主催 株式会社きんざい 研修センター

- セミナー 『金融行政の動向と内部監査上の課題』
開催日時 2019年6月12日(水) 9:20～11:30
講師 江平 享
主催 一般社団法人全国地方銀行協会

- セミナー 『コンセッション事業のリスク分担に関する実務上のポイント～プロジェクトファイナンスによる資金調達も踏まえ、最新実務を解説～』
開催日時 2019年6月13日(木) 13:30～16:30
講師 未廣 裕亮
主催 株式会社金融財務研究会

Client Alert

- セミナー 『我が国で「FIDIC」を使いこなすために押さえるべき日本法上の論点と実務』
開催日時 2019年6月14日(金) 13:30～15:30
講師 村上 祐亮
主催 株式会社 JPI (日本計画研究所)

- セミナー 『国内プロジェクトファイナンスのリスク分担・契約実務の重要ポイント《基礎編》』
開催日時 2019年6月25日(火) 13:30～16:30
講師 未廣 裕亮
主催 株式会社セミナーインフォ

- セミナー 『増大する輸出管理リスクへの対応 ～「防衛装備移転三原則」等の制定と国際研究開発をはじめ、改正外為法による日米の安全保障貿易管理の動向を踏まえ、企業防衛のノウハウを伝授～』
開催日時 2019年6月26日(水) 14:00～17:00
講師 玉木 昭久
主催 株式会社経営調査研究会

- セミナー 『独占禁止法が改正、摘発強化へ～裁量的課徴金制度や課徴金重罰化に備える！～』
開催日時 2019年6月28日(金) 14:00～17:00
講師 玉木 昭久
主催 株式会社経営調査研究会

- セミナー 『GDPR 対応の最新実務(雛形解説付)と主要国データ保護規制の最新動向』
開催日時 2019年7月1日(月) 13:00～17:00
講師 田中 浩之
主催 株式会社経営調査研究会

- セミナー 『EPC 契約・建設請負契約の諸論点と実務～国内プロジェクトを念頭に基礎から FIDIC、民法改正まで実践的に解説～』
開催日時 2019年7月5日(金) 13:20～16:20
講師 村上 祐亮
主催 株式会社日本ナレッジセンター

Client Alert

文献情報

<http://www.mhmjapan.com/ja/publications/index.html>

- 本 『特許・実用新案の法律相談 (最新青林法律相談 22)』
(2019年5月刊)
出版社 株式会社 青林書院
著者 小野寺 良文(共著)
- 論文 「<実務問答会社法 第31回> 社外取締役候補者等に係る株主総会参考書類記載事項に関する諸問題」
掲載誌 旬刊商事法務 No.2198
著者 渡辺 邦広
- 論文 「中国最新法律事情(230)「外商投資法」の成立とその影響」
掲載誌 国際商事法務 Vol.47 No.5
著者 本間 隆浩、呉 馳
- 論文 「原産地規則の新潮流: TPP11 協定と日 EU・EPA」
掲載誌 国際商事法務 Vol.47 No.5
著者 畠山 佑介
- 論文 「機関投資家の議決権行使方針及び結果の分析 下」
掲載誌 資料版商事法務 421号
著者 松下 憲、兼松 勇樹、保坂 泰貴、芳川 雄磨
- 論文 「改訂 CG コードに基づく開示 任意の諮問委員会、取締役会における多様性の確保等」
掲載誌 資料版商事法務 421号
著者 河島 勇太、齋藤 悠輝
- 論文 「企業法務・ビジネス関連立法の平成史 - システム開発紛争と今後の課題 -」
掲載誌 NBL No.1145
著者 横山 経通
- 論文 「<特集 企業法務・ビジネス関連立法の平成史> ISSUE10 消費者取引法分野の確立と新たな展開」
掲載誌 NBL No.1145
著者 松田 知丈

Client Alert

- 論文 「取締役の報酬等の方針決定義務化と情報開示」
掲載誌 ビジネス法務 Vol.19 No.6
著者 奥山 健志
- 論文 「証券化商品の資本賦課枠組みを見直す改正告示」
掲載誌 週刊金融財政事情 3307号
著者 白根 央
- 論文 「【企業法務】ビジネスと人権に関する最新動向と実務対応 - 豪州現代奴隷法やM&Aにおける対応を含めて - 」
掲載誌 会計・監査ジャーナル Vol.31 No.6
著者 梅津 英明、大川 信太郎
- 論文 「M&A 法制・実務の平成史と令和への展望 ~ 実務専門家が激動の平成 M&A 法制を振り返る」
掲載誌 MARR (Mergers & Acquisitions Research Report) 2019 年 6 月号
著者 戸嶋 浩二
- 論文 「新規事業・スタートアップのための法律知識」
掲載誌 実務シリーズ No.217
著者 林 宏和、黒田 大介
- 論文 「近時の企業実務上留意すべき租税裁判例・裁決例の解説」
掲載誌 租税研究 第 835 号
著者 小山 浩
- 論文 「「外商投資法」の解説」
掲載誌 国際貿易 第 2279 号
著者 射手矢 好雄
- 論文 「「グループ・ガバナンス・システムに関する実務指針(仮)」が有事対応に与える示唆」
掲載誌 日本カタリストウェブサイト
著者 山内 洋嗣、塚田 智宏
- 論文 「再エネ・インフラ投資のリスク(1) どんなりスクがあるか」
掲載誌 インフラビジネス JAPAN
著者 岡谷 茂樹

Client Alert

- 論文 「[A Global Competition Review Special Report] Japan: E-Commerce」
掲載誌 The Asia-Pacific Antitrust Review 2019
著者 高宮 雄介

- 論文 「Impact of the GDPR on Japanese Companies」
掲載誌 Business Law International Vol.20 No.2
著者 田中 浩之

- 論文 「Global Legal Insights to: International Arbitration 2019 - Japan Chapter」
掲載誌 Global Legal Insights to: International Arbitration 2019 5th Edition
著者 金丸 祐子、辰野 嘉則

NEWS

<http://www.mhmjapan.com/ja/news/all/all/list.html>

- **Benchmark Litigation Asia-Pacific 2019 において高い評価を得ました**
Euromoney が発行する Benchmark Litigation Asia-Pacific 2019 - The Guide to the region's leading dispute resolution law firms and lawyers の Japan Firm Rankings において、当事務所は Commercial and Transactions 及び Intellectual Property の分野にて高い評価（それぞれ Tier 1 と Tier 2）を得ました。また当事務所の三好 豊 弁護士が Intellectual Property 分野で、関戸 麦 弁護士が Commercial and Transactions 分野において Dispute Resolution Star に選ばれました。

- **紀 鈞涵 弁護士が入所しました**

- **岡田 淳 弁護士が NEDO（国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構）技術委員に就任しました**

- **石橋 誠之 弁護士が一般社団法人 Fintech 協会 キャピタルマーケット分科会 事務局に就任しました**

（当事務所に関するお問い合わせ）
森・濱田松本法律事務所 広報担当
mhm_info@mhmjapan.com
03-6212-8330
www.mhmjapan.com